

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

Monthly Note

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生

編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5 階
TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421
https://www.zenrosaikyokai.or.jp/シンポジウム・研究会等 TEL 03-5333-5127 (調査研究部)
各種共済保険 TEL 03-5333-5128 (共済保険部)
(営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)

CONTENTS

- 2022年度公募委託調査研究の募集締め切り迫る P1
- 「自治体提携慶弔共済保険」保険金請求についてのQ&A P2
- 客員研究員報告書発刊のお知らせ P3
- ホームページ「暮らしの役立ち情報(相続)」のご紹介 P3
- コラム「争族を避けるため、早めに相続の準備を！」 P4

2022年度公募委託調査研究の募集締め切り迫る

2022年度の公募委託調査研究の募集締切日「2022年8月31日(水)当協会必着」が迫っています。
募集テーマに沿った研究をお待ちしています。

募集テーマ「ともに助けあい、支えあう社会をめざして」

《募集する研究の具体例》

- (1) 自然災害等へ備える(防災・減災を含む)ための「共済・保険」に関する研究
- (2) 社会的な孤立、困窮等の課題解消に向けた「協同組合・相互扶助組織」の役割等に関する研究
- (3) 不安定雇用、所得格差の拡大等を解消するための「社会保障・社会政策」に関する研究
- (4) その他、上記の募集テーマに合致する社会科学的な研究

■ 募集締切日：8月31日(水) 17時

※当協会必着

■ 委託調査研究費：1件あたり100万円を上限(採用件数：3件以内)

☆詳しくは当協会ホームページをご覧ください。

2022年度 公募委託調査研究募集のご案内

全労済協会では、公益目的支出計画にもとづき、勤労者福祉を向上する研究に携わる研究者の支援を目的に以下の要領で公募委託調査研究を実施します。

募集テーマ

ともに助けあい、支えあう社会をめざして

今日の急激な人口動態・構造の変化により少子高齢化、地域コミュニティの弱体化とともに社会的孤立が進んでいます。また、雇用のグローバル化・多様化へのシフトが進む一方で、不安定雇用の広がりとともに所得格差が拡大しており、働く者や生活者の生活基盤が揺らぎつつあります。さらに、自然災害・感染症によるパンデミックは、こうしたセーフティネットが脆弱な人たちに、より深刻な影響を及ぼすとともに、医療・福祉体制などの社会システムに対する課題も浮き彫りにしました。

また、近年、相次ぐ自然災害やその原因と考えられる気候変動等に対する施策も課題です。これらの今日的な課題を解決し、ともに助けあい、支えあう社会を実現するための調査研究(個人研究または共同研究)を募集します。

募集する研究

- ・自然災害等へ備える(防災・減災を含む)ための「共済・保険」に関する研究
- ・社会的な孤立、困窮等の課題解消に向けた「協同組合・相互扶助組織」の役割等に関する研究
- ・不安定雇用、所得格差の拡大等を解消するための「社会保障・社会政策」に関する研究
- ・その他、上記の募集テーマに合致する社会科学的な研究

募集要項

2022年6月1日(水)～8月31日(水) 17:00必着

当協会のサイトから募集要項をご参照いただき、応募エントリーの上で、申請書をご提出ください。
https://www.zenrosaikyokai.or.jp

研究の採用と連絡の時期

- 委託調査研究費は1件あたり100万円を上限とし、採用件数は3件以内とします。
- 研究は2022年12月中旬までに連絡します。

応募資格

主たる研究拠点が日本国内にあり、下記いずれかに該当する日本国内での申請書・報告書の作成と報告が可能な研究者とします。

- 大学に所属する研究者
- 研究機関に所属する研究者
- 大学卒業後長期継続在籍者、研究生

研究期間

2023年2月～2024年1月

応募手続き

当協会のサイトから募集要項をご参照いただき、応募エントリーの上で、申請書をご提出ください。
https://www.zenrosaikyokai.or.jp

採用決定後へのお願い(責務)

- ① 2023年7月末に所定の用紙にて、中間報告と会計報告をさせていただきます。
- ② 2024年3月末までに最終報告書と会計報告書、領収書(証憑)を提出していただきます。
- ③ 最終報告書は「原稿執筆要領」にしたがって執筆ください。

全労済協会
ごみん共済coopへ全労済グループの一財団法人です。
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
連絡先: kyokai_info@zenrosai.coop

全労済協会 公募委託調査研究

検索



「自治体提携慶弔共済保険」

保険金請求についての



自治体提携慶弔共済保険の請求において、よくあるご質問を紹介します。請求の際の参考としてご活用いただけますと幸いです。

Question Q1

保険金請求書の会員氏名のフリガナを省略することはできませんか？

Answer A1

保険金請求書の会員氏名フリガナは、保険金のお支払い手続きにおいて大切な情報となるため省略することなくご記入ください。

例えば、会員氏名「河野 幸子」さんの場合、「カワノ ユキコ」「コウノ サチコ」と同じ漢字でも読み方が異なる場合があります。正しい会員情報を登録して正確なお支払いを行うためにもフリガナはとても大切な情報となりますので、ご請求の際は保険金請求書にフリガナが記載されていることを、ご提出前に必ずご確認ください。

＜保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて＞ 全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業)に、以下の内容にて保険金を請求します。 本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。	
保険契約者(サービスセンター・共済会・互助会等)	
団体名 代表者名	
該当項目を○で囲み、必要事項をご記入ください。	
事業所番号 400 配偶者 401 子 402 親 403 住宅災害による同居親族	家族死亡 死亡者氏名(続柄:)
会員番号 会員名(フリガナ)	結婚祝 配偶者氏名・婚姻日
事由確定(発生)日 20 年 月 日	410

※エクセル版CH02より抜粋

Question Q2

これから台風や雹など自然災害による被害の相談が会員から増える時期ですが、対象とならないのはどんな場合ですか？

Answer A2



自然災害により日常的に居住している「建物」(＝母屋)に被害があった場合に対象となりますので、別棟、離れ、建物(外壁)に固定されていない物置、カーポートなどの被害は対象外です。

※建物から独立した構造物について会員からの被害相談には以上の点についてご注意ください。

Question Q3

同じ傷病が原因で、休業と出勤を繰り返している場合はどう判断したらよいのですか？

Answer A3

傷病休業保険金では、傷病により土日祝日を含め連続して14日以上休業し、その後10日以内の出勤ののち再度休業となった場合は、10日以内の出勤日数も休業期間に含めます。一方、出勤が11日以上あったのちに再度休業となった場合は、休業した日数のみ休業期間としてカウントします。

※遅刻や早退した出勤日は、休業日に含めません。

客員研究員報告書発刊のお知らせ

当協会では、若手研究者への研究機会の提供と、育成支援を目的に客員研究員制度を実施しています。このたび2020年4月から2022年3月にかけて研究に取り組まれた研究員2名の報告書を発刊しました。

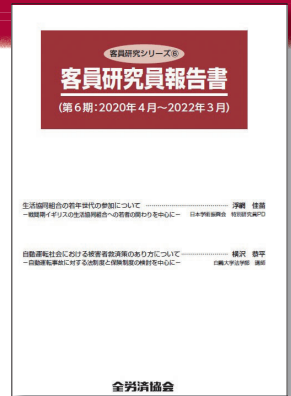
【客員研究員報告書(第6期2020年4月～2022年3月)】

「生活協同組合の若年世代の参加について
—戦間期イギリスの生活協同組合への若者の関わりを中心に—」

日本学術振興会 特別研究員PD 浮網 佳苗 氏

「自動運転社会における被害者救済策のあり方について
—自動運転事故に対する法制度と保険制度の検討を中心に—」

白鷗大学法学部 講師 横沢 恭平 氏



※所属は発刊当時

☆報告書をご希望の方は、下記メールアドレスにてお申込ください。(2冊までは無料でお届けします。)

◆Eメールアドレス : kyokai_info@zenrosai.coop

ホームページ「暮らしの役立ち情報(相続)」のご紹介

今月号の関口税理士のコラムで取り上げている「相続」、その相続について、当協会ホームページ「暮らしの役立ち情報」の「相続・税金」からも相続の基本情報をご覧いただけます。

この機会に、今月号のコラムと合わせてぜひご覧ください！

全労済協会 相続

検索



「暮らしの役立ち情報」の
「税金・相続」をクリック！



「相続：基本情報」の項目を
クリック！

相続では、相続人へ相続財産をスムーズに承継し、相続後も家族・親族が円満な関係が築けるよう準備が必要となります。

遺言書の作成・遺産分割では、民法および相続税の特例等の理解が求められますので、主な概要につきまして説明致します。

1. 相続人と相続分(民法第五編相続)

(1) 相続人の確認等

被相続人(亡くなられた方)の相続財産について、民法第五編(相続)では、相続人と相続分が次のとおり定められています(配偶者は、常に相続人となります)。

相続人	相続分
第1順位 被相続人の子	配偶者 1/2 子 1/2
第2順位 直系尊属	配偶者 2/3 直系尊属 1/3
第3順位 兄弟姉妹	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4

(注1) 第2順位と第3順位の者は、前順位の相続人がいない又は放棄した場合に相続人となります。

(注2) 相続人が複数の場合は、相続分を相続人数で按分します。

(注3) 相続財産がマイナス等の場合は、3カ月以内に家庭裁判所へ相続の放棄又は限定承認の手続きを要します。

(2) 遺言書の作成

相続人の間で遺産争いが起こらぬよう、生前に相続分の指定、遺産分割、遺言執行人等の遺言書を作成し、相続を円滑に進めることも一つの方法です。

なお、相続人の全員が、遺言書と異なる遺産分割協議に合意すれば、その合意に基づき相続ができます。

(3) 遺言書の種類(公正証書遺言と自筆証書遺言)

①公正証書遺言は、証人2名以上の立合いと公証人手数料を要しますが、遺言書の存在が明確で執行に際しても検認手続きは不要となります。

②自筆証書遺言は、家庭裁判所で遺言書の検認手続き等を経て遺産分割を行うことになります。

(注) 詳細は全労済協会ホームページ「暮らしの役立ち情報 相続編「自筆証書遺言書の保管制度と法定相続情報証明制度」」を参照。

2. 相続財産の把握(プラスとマイナスの財産)

(1) 相続財産一覧表(財産目録)の作成

相続財産となる自分名義の預貯金、不動産、生命保険金、自家用車等「プラスの財産」と借入金、連帯保証の債務等「マイナスの財産」の全てを記載した財産目録を作成します。

(2) 住宅ローン残高の留意事項

マイナスの財産(住宅ローン残高)については、借入先の金融機関等で当該ローンに係る生命保険契約の有無を確認し、被相続人の債務が存在するか否か確認を要します。

3. 遺産分割の留意事項(相続税の特例措置等)

遺言書の作成、遺産分割等においては、次の相続税の特例措置等を考慮して協議を進めます。

(1) 小規模宅地等の特例(居住用財産等に係る土地の評価減)

一定の要件を満たす居住用宅地等330㎡までは(土地評価額×80%)減額の優遇措置があります。

(2) 配偶者の税額軽減

配偶者が相続により取得した相続財産について、次の金額まで相続税が軽減されます。

配偶者の税額軽減額

= 相続税の総額 × (②の少ない金額 ÷ 課税価格の合計額)

①次のア. とイ. のうち、いずれか多い方の金額

ア. 課税価格の合計額 × 配偶者の法定相続分

イ. 1億6,000万円

②上記①の金額と「配偶者の実際取得額」のいずれか少ない金額

(3) 生命保険金(みなし相続財産)の非課税

相続人が取得した生命保険契約の保険金については、みなし相続財産として「500万円 × 法定相続人の数」を限度に非課税となります。

4. 生前贈与の活用による相続税の負担軽減

相続の準備として、次の生前贈与の特例等を活用し、相続税の負担軽減を図る方法もあります。

(1) 住宅取得等資金の贈与の特例(贈与税の非課税)

父母など直系尊属から、自己の居住の供する住宅用家屋の新築等の対価に充てるため、令和5年12月31日までに資金の贈与を受け、一定の要件を満たす場合には、次の非課税限度額まで贈与税が非課税となります

①耐震、省エネ、バリアフリー住宅 1,000万円

②その他の住宅 500万円

(注) 令和4年4月1日以後、受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引下げられました。

(2) 贈与税の配偶者控除(居住用不動産等の贈与税の非課税)

贈与の日において、婚姻期間が20年以上の配偶者から居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合、贈与税の課税価格から最高2,000万円まで控除されます。

5. 第二次相続に備えた遺言書・遺産分割

第一次相続で、小規模宅地等の特例および配偶者の税額軽減の適用について、過度な節税策は、将来、遺産争いの引き金ともなりかねません。

第一次相続の相続税が減少しても、第二次相続においても相続財産として遺産分割の対象となり、相続税の負担が増加する場合がありますので、第二次相続を考慮した遺言書の作成、遺産分割の対応が求められます。

6. 相続税の申告期限等について

(1) 相続税の申告期限(知った日の翌日から10カ月以内)

相続税の申告を要する場合には、相続の開始を知った日の翌日から10カ月以内に、被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長に「相続税の申告書」の提出・納税をします。

(2) 相続税の課税価格の合計額

相続人が取得した相続財産について、各人毎の「① - ② + ③」の合計が、相続税の課税価格の合計額となります。

①取得財産の価額、相続時精算課税適用財産の価額

②相続人が負担した債務及び葬式費用の金額

③相続開始前3年以内の贈与財産の価額(非課税を除く)

(3) 遺産に係る基礎控除額

相続税の課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額以下ならば、相続税の申告・納税は生じません。

3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数) = 遺産に係る基礎控除額

(4) 相続財産の評価基準(相続開始時と財産分割時)

相続税の課税上の相続財産の価額は、相続開始時の時価となりますが、民法の手続きとしての相続財産分割の場合には、分割時の時価が基準となります。

(注) 相続税の詳細につきましては、国税庁のホームページ「相続税のあらまし」等を参照。